

沖縄県災害支援ナース 活動マニュアル



第 1 版

令和 8 年 3 月

沖縄県保健医療介護部

保健医療総務課

目 次

1 総則	
(1) 本マニュアルの目的	1
(2) 用語の定義	1
2 災害支援ナースについて	
(1) 災害支援ナースとは	2
(2) 災害支援ナース派遣の基本的な考え方	4
(3) 災害支援ナースの活動	4
3 関係機関の役割と連携体制	
(1) 厚生労働省、日本看護協会及び都道府県等の体制	6
(2) 沖縄県、沖縄県看護協会及び協定締結施設の体制	7
(3) 沖縄県災害支援ナース調整本部の組織体制	12
4 平時における対応	
(1) 協定の締結	15
(2) 災害支援ナースの補償について	15
(3) 災害支援ナースの登録状況の管理	15
(4) 訓練	16
(5) 研修	16
5 災害等発生時の対応	
(1) 初動対応及び派遣前準備	19
(2) 災害支援ナースの派遣手順	21
6 活動中の対応	
(1) 活動中の支援体制	22
(2) 情報収集、共有及び状況把握	22
(3) 安全管理	23
(4) 事故発生時の対応	23
(5) 活動終了	23
7 活動終了後の対応	
(1) 心身のフォローアップ	24
(2) 費用の請求	25
8 参考資料	
(1) 沖縄県看護協会において貸し出し可能な物品の一覧	27
(2) オリエンテーションの実施内容等	28
(3) 協定締結後から災害等発生時における関連様式の提出フロー	30
(4) 沖縄県災害支援ナース派遣要綱	31
(5) 沖縄県災害支援ナース事務取扱要領	34
(6) 沖縄県災害支援ナース事務取扱要領関連様式	37

1 総則

(1) 本マニュアルの目的

本マニュアルは、大規模自然災害の発生時及び新興感染症の発生・まん延時（以下「災害等発生時」という。）において、改正医療法に基づき災害支援ナースを円滑かつ安全に派遣し、被災地域または新興感染症がまん延した地域の医療・看護ニーズに応じた支援活動を実践するため、沖縄県における体制整備及び具体的な対応方法を定めることを目的とする。

また、本マニュアルは、沖縄県（以下「県」という。）、沖縄県看護協会（以下「県看護協会」という。）及び協定締結施設等が共通の理解のもと連携し、災害支援ナースの運用に関する基本的事項を整理するものであり、他都道府県、日本赤十字社その他関係機関による自発的な支援活動や相互応援を妨げるものではない。

(2) 用語の定義

本マニュアルにおいて用いる用語の定義は、下表のとおりとする。

用語	定義
災害等発生時	大規模自然災害の発生時及び新興感染症の発生・まん延時
被災地等	被災地域または新興感染症がまん延した地域
協定締結施設	災害支援ナースが所属し、かつ沖縄県知事と災害支援ナースの派遣に関する協定を締結した施設
被災都道府県	被災地等が属する都道府県
都道府県内派遣	沖縄県内で災害等が発生した場合に、県内の協定締結施設に勤務する災害支援ナースが、県内の被災地等で活動すること
都道府県外派遣	沖縄県外で災害等が発生し、都道府県を越えた協力が必要な場合に、県内の協定締結施設に勤務する災害支援ナースが、他都道府県の被災地等で活動すること
沖縄県災害保健医療福祉調整本部	沖縄県災害対策本部の下に、保健医療介護部長を本部長とし、県災害医療本部事務局、本部災害医療コーディネーター及び災害医療調整班をもって編成される、災害時の医療救護活動の全体の調整等を行う組織
沖縄県災害支援ナース調整本部	災害支援ナースに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、沖縄県災害保健医療福祉調整本部の下に設置する組織
広域災害・救急医療情報システム（EMIS）	被災地での迅速かつ適切な医療・救護が可能となるよう、厚生労働省や都道府県、医療機関、DMAT 等の医療チーム※との間で情報共有を行うためのシステム

※ DMAT 隊員、DPAT、災害支援ナース、JMAT・日赤救護班等

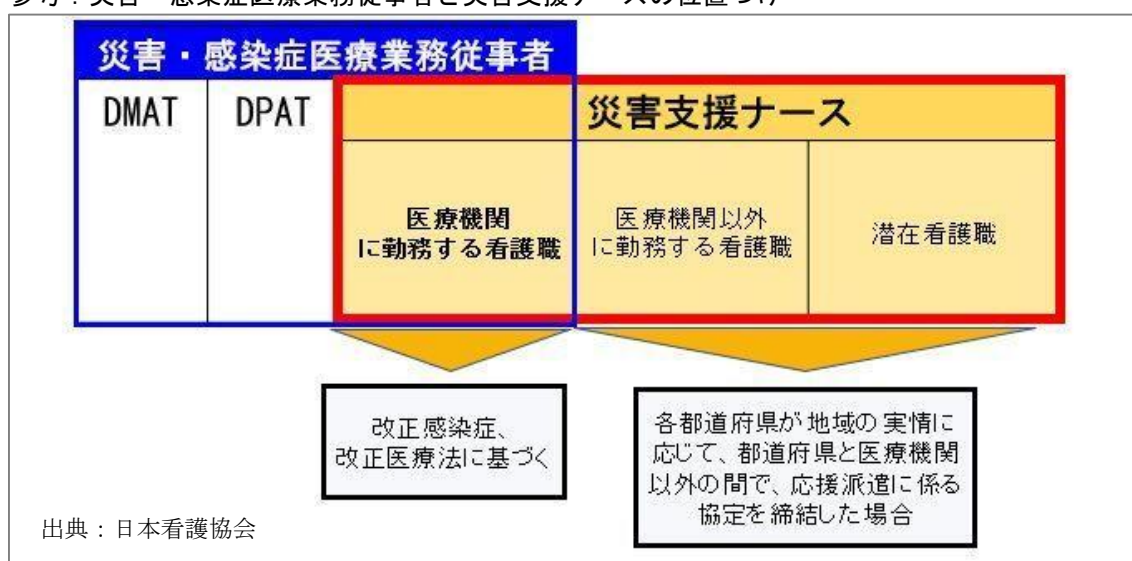
2 災害支援ナースについて

(1) 災害支援ナースとは

災害支援ナースとは、厚生労働省が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、国（厚生労働省医政局）に登録された看護職員の総称である。

災害支援ナースは、自然災害の発生時のみならず、新興感染症の発生・まん延時においても、都道府県と医療機関等との協定に基づき派遣され、医療提供体制の維持・確保を支える専門的人材である。従来の一時的・臨時的な応援要員とは異なり、平時から計画的に確保・育成され、法令に基づく制度のもとで組織的に運用されることを特徴とする。

参考：災害・感染症医療業務従事者と災害支援ナースの位置づけ



参考：災害支援ナースの仕組みの主な変更点（日本看護協会資料を一部改変）

	これまで（～令和6年3月）	新（令和6年4月～）
法令等の根拠	—	改正医療法・改正感染症法（令和6年4月施行）
派遣の対象	自然災害	自然災害・新興感染症※ ※改正感染症法に基づく医療措置協定の締結が必要
養成・登録	養成：都道府県看護協会・日本看護協会 登録：都道府県看護協会	国（厚生労働省）
派遣形態	個人により異なる ・休暇を取得 ・業務（出張）扱いなど	原則として派遣元の医療機関の職員として看護業務に従事する（業務扱い）
派遣要請	各県共通の派遣要請ルートなし	都道府県の派遣要請に基づく （県内調整で対応できない場合は、国が全国応援派遣調整を実地）
経費	近隣支援・後方支援の場合は交通費・宿泊費の実費及び日当を日本看護協会が負担（それ以外は都道府県看護協会の負担）	公的に負担（協定に基づく災害・感染症医療業務従事者または、医療隊の派遣に要する費用は都道府県が支弁する）

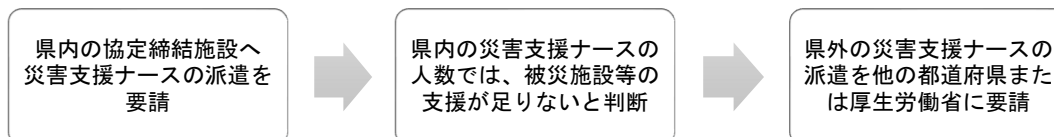
参考：沖縄県における「災害支援ナースの派遣に関する協定」と改正感染症法に基づく「医療措置協定」の関係

	病院	診療所 (有床)	診療所 (無床)	訪問看護 事業所	薬局	介護事業 所	左記のい ずれにも 当たらない施設や 個人
改正医療 法第30条 12の6に 基づく医療 機関	○	○	○	×	×	×	×
「災害支 援ナースに 関する協 定」の締結 の可否	○	○	○	○ ※地域の 実情に 応じて 締結可 能では 締結可 能	○ ※地域の 実情に 応じて 締結可 能では 締結可 能	○ ※地域の 実情に 応じて 締結可 能では 締結可 能	○ ※地域の 実情に 応じて 締結可 能では 締結可 能
発災時の 災害支援 ナースの 派遣要請 の可否	○ 「災害支 援ナース に関する 派遣の協 定」の締結 が要件	○ 「災害支 援ナース に関する 派遣の協 定」の締結 が要件	○ 「災害支 援ナース に関する 派遣の協 定」の締結 が要件	○ 「災害支 援ナース に関する 派遣の協 定」の締結 が要件	○ 「災害支 援ナース に関する 派遣の協 定」の締結 が要件	○ 「災害支 援ナース に関する 派遣の協 定」の締結 が要件	○ 「災害支 援ナース に関する 派遣の協 定」の締結 が要件
改正感染 症法に基 づく「医療 措置協定」 の締結対 象施設	○	○	○	○	○	×	×
改正感染 症法に基 づく「医療 措置協定」 の「人材派 遣」の項目 の締結対 象施設	○	○	×	×	×	×	×
感染症ま の延滞支 援ナース 派遣要請 の可否	○ 「災害支 援ナース に関する 派遣の協 定」及び 「医療措 置協定」 の「人材 派遣」の 項目の 締結が 要件	○ 「災害支 援ナース に関する 派遣の協 定」及び 「医療措 置協定」 の「人材 派遣」の 項目の 締結が 要件	×	×	×	×	×

(2) 災害支援ナース派遣の基本的な考え方

災害支援ナースは、まずは被災地等が属する都道府県内で活動することが基本となるが、災害等発生時において都道府県を越えた協力が必要な場合には、他の都道府県において活動することがある。

参考：沖縄県内で災害等が発生した場合の基本的な考え方



※ 沖縄県外で災害等が発生した場合も同様の考え方である。

(3) 災害支援ナースの活動

災害支援ナースは、保健師助産師看護師法を遵守し、関係機関と連携しながら適切な看護支援活動を行うものとする。

① 大規模自然災害発生時の対応

大規模自然災害発生時における災害支援ナースの活動は、原則として、被災者の救助・救出に係る時期を脱した後、被災地の復旧・復興が本格化する前までの期間において実施するものとする。特に、看護ニーズが高まる急性期から亜急性期にあたる、発災後おおむね3日以降から1か月程度を目安とする。

個々の災害支援ナースの派遣期間は、移動時間を含め、原則として3泊4日とする。

活動場所は、被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）を優先するものとし、活動場所までの移動は、原則として公共交通機関を利用する。

ア 医療機関での活動（例）

- ・ 被災施設の患者の受け入れ支援
- ・ 救急外来等での増大した医療ニーズの対応
- ・ 看護職に対する深夜勤業務の支援

イ 避難所での活動（例）

- ・ 負傷者への創傷処置
- ・ 環境整備や手洗い指導などの感染症対策
- ・ 服薬に関する相談と助言
- ・ 体調不良者への受診支援や医療チームとの連携、救急搬送調整
- ・ エコノミークラス症候群予防のための運動の推奨
- ・ 高齢者や妊産婦、障がい者など災害時要配慮者への個別対応

ウ 社会福祉施設での活動（例）

- ・ 看護職に対する業務の支援
- ・ 施設の環境整備や手洗い指導などの感染症対策
- ・ 医療依存度の高い入所者への個別の対応

エ 福祉避難所での活動（例）

- ・ 環境整備や手洗い指導などの感染症対策
- ・ 高齢者や妊産婦、障がい者など災害時要配慮者への個別対応

※ 活動内容は、被災状況及び現地の要請に基づき決定される。

② 新興感染症発生・まん延時の対応

新興感染症発生・まん延時における災害支援ナースの活動は、原則として、新興感染症の感染拡大・まん延地域において実施するものとする。

活動時期及び派遣期間は、移動期間を含め、おおむね2週間程度を目安とする。なお、派遣終了後には、通常業務への復帰可否を確認するため、PCR検査の実施から結果判明までの期間等、必要な健康確認期間を設け、当該期間を派遣期間に含めるものとする。

活動場所は、看護職員の支援が必要な医療機関、社会福祉施設及び宿泊療養施設を優先する。

ア 医療機関での活動（例）

- ・ 発熱外来含む外来トリアージ体制の支援
- ・ 職員及び患者、家族全ての来訪者を対象とした感染対策の実践
- ・ 標準予防策及び感染経路別予防策の実践
- ・ 感染症病棟以外の病棟や外来等の業務支援

イ 社会福祉施設での活動（例）

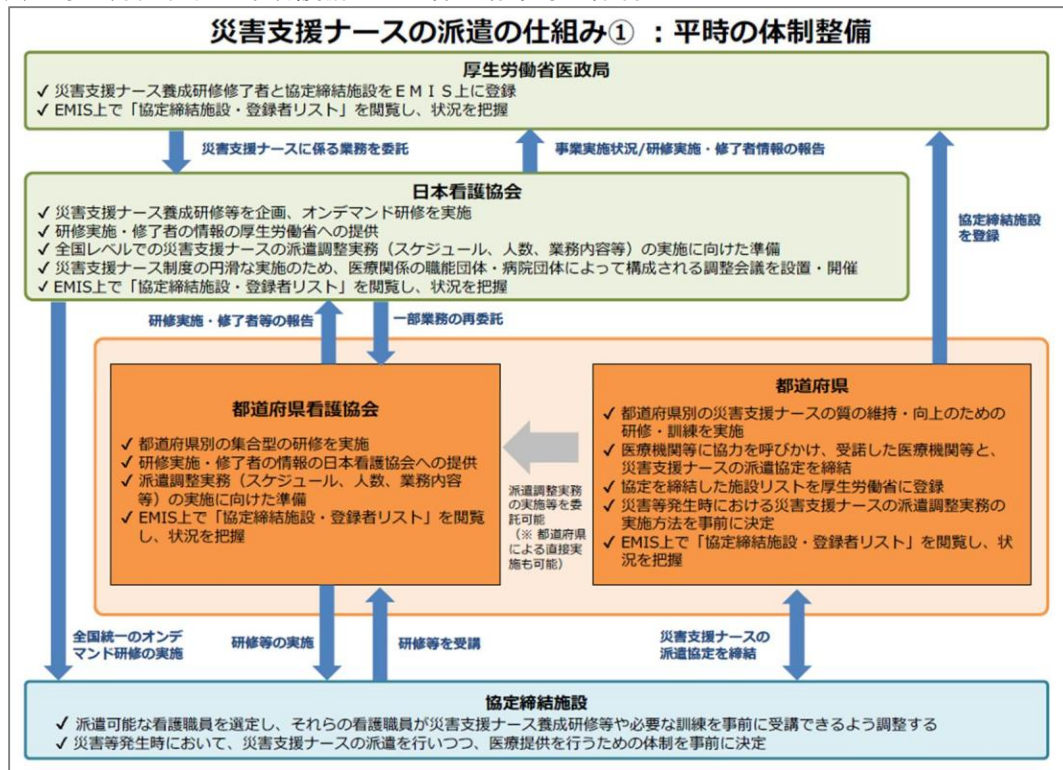
- ・ 標準予防策及び感染経路別予防策の実践
- ・ 換気と三つの密（三密）回避等の環境の管理
- ・ 器材や器械の洗浄、消毒
- ・ 心疾患、呼吸器疾患または糖尿病等、重症化リスクの高い基礎疾患を有する者の健康観察、健康相談

ウ 宿泊療養施設での活動（例）

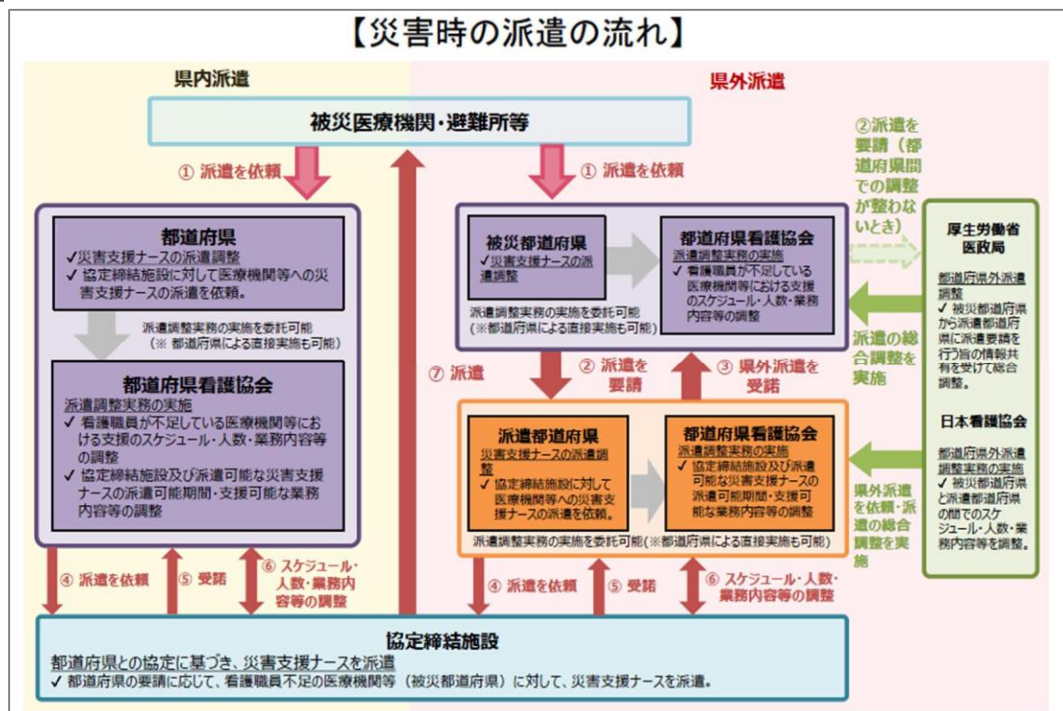
- ・ 療養者の健康管理
- ・ ゾーニングの遵守及び感染対策の徹底
- ・ 心疾患、呼吸器疾患または糖尿病等、重症化リスクの高い基礎疾患のある者の健康観察、健康相談

3 関係機関の役割と連携体制

(1) 厚生労働省、日本看護協会及び都道府県等の体制



出典：令和7年12月23日医政地発第1223第1号・医政看発1223第1号別添「災害支援ナース活動要領」5ページ



出典：2025年度 都道府県看護協会健康危機管理担当者会議 厚労省発表資料「災害支援ナースに係る国の取組み及び体制整備の現状について」スライド2ページ

(2) 沖縄県、沖縄県看護協会及び協定締結施設の体制

本事業は、県、県看護協会及び協定締結施設がそれぞれ役割を担う、三層構造により運営される。

災害等発生時には、沖縄県災害保健医療福祉調整本部（以下「県医療本部」という。）を中心とした指揮命令系統のもと、三者が緊密に情報共有を行い、災害支援ナースが安全かつ効果的に活動できる体制を確保する。

① 沖縄県、沖縄県看護協会及び協定締結施設の体制



区分	沖縄県	沖縄県看護協会	協定締結施設
平時・災害等発生時 共通業務	事業全体の総括	県の業務委託仕様書、国の要領等に基づく業務遂行	県との協定に基づく体制整備
平時の 主な業務	- 協定締結説明会の開催 - 施設との協定締結 - 傷害保険の加入 - 要綱、要領、マニュアル等の制定及び改正等	- 災害支援ナースのリスト作成、管理 - マニュアルの作成及び更新作業 - 看護支援能力の向上のための研修開催 - 物品の管理等	- 組織内連絡体制の整備 - 災害支援ナースのリスト作成、報告 - 国や県が主催する訓練及び研修の参加支援及び参加
災害等発生時の 主な業務	- 県災害支援ナース調整本部の総括 - 最終決定等	- 県災害支援ナース調整本部への参画 - 派遣調整実務等	- 人材提供 - 県災害支援ナース調整本部との事務手続き

② 沖縄県、沖縄県看護協会及び協定締結施設の主な役割（平時）

区分	沖縄県	沖縄県看護協会	協定締結施設
協定の締結	- 協定締結予定施設向け説明会の開催 - 施設との協定締結	—	県との協定締結
事故補償の対応	- 傷害保険の加入 - 賠償責任保険制度の周知	—	賠償責任保険制度について必要に応じ職員へ周知
災害支援ナース派遣体制の整備	- 緊急時を含めた組織内外の連絡体制の整備 - 災害等発生時に派遣可能な災害支援ナースの把握	- 緊急時を含めた組織内外の連絡体制の整備 - 協定締結施設担当者のリスト作成及び管理 - 災害支援ナースのリスト作成、管理及び県への報告	- 緊急時を含めた組織内外の連絡体制の整備 - 災害支援ナースのリスト作成及び県看護協会への報告 - 派遣可能な職員の確保及び状況把握
研修及び訓練の実施 (看護支援能力向上)	県が主催する訓練及び研修の実施決定、企画	県が主催する訓練及び研修の企画、関係機関との連絡調整	訓練、研修への参加及び参加支援
その他	- 国や協定締結施設、関係機関との連絡調整 - 医療機関や関係機関等への制度周知 - 要綱、要領、マニュアル等の制定及び改正 - 県看護協会との委託契約締結及び進捗確認 - 事業評価・改善 - その他必要な業務	- 日本看護協会や協定締結施設、関係機関との連絡調整 - マニュアルの制定、改正補助及び配布 - 災害等発生時に貸し出す物品の管理 - その他必要な業務	- 国や県が制定した要綱、マニュアル等の内容確認及び院内関係者への周知 - その他必要な業務

③ 沖縄県、沖縄県看護協会及び協定締結施設の主な役割（県内災害支援ナース派遣）

区分	沖縄県	沖縄県看護協会	協定締結施設
本部設置	- 県は、県災害保健医療福祉調整本部内等に県災害支援ナース調整本部を設置 - 県看護協会は、県災害支援ナース調整本部に参画		—
派遣の必要性の検討～派遣要請	- 被災自治体等の看護支援ニーズ等を把握 - 災害支援ナース派遣の必要性を協議し派遣要請を決定 - 災害支援ナースの派遣場所、人数、派遣期間及び業務内容等を協議し決定 - 県は、協定締結施設へ派遣要請		県からの派遣要請を受け、派遣の可否、派遣可能人数等を県災害支援ナース調整本部へ報告
派遣調整～派遣決定	- 協定締結施設から提出された候補者リストに基づき派遣調整 - 県は、協定締結施設に派遣決定リストにて決定した内容を通知		県から派遣決定を受け、職員に派遣決定を伝達
派遣前の準備	- 傷害保険関係の手続 - オリエンテーションの資料作成、説明 - 右記の県看護協会業務の協議及び決定	- 災害支援ナースの交通手段や宿泊先の確保等を支援 - オリエンテーションの資料作成、説明、開催 - 災害支援ナースへ物品の貸し出し	オリエンテーションの開催を職員へ伝達
派遣中	右記の県看護協会業務の協議及び決定	- 災害支援ナースから日々の活動報告を受け情報を集約 - 災害支援ナースに対し医薬品、生活物資等の補給、交通情報の伝達等のバックアップ	- 労務管理 - 必要に応じ活動中の職員のフォロー及び連絡調整
派遣終了検討～決定	- 災害支援ナースの派遣終了を協議し決定 - 県は、協定締結施設に対し派遣終了を通知		県から派遣終了通知を受け、職員に派遣終了を伝達
派遣終了後	- 負担金精算業務 - 業務の振り返りと評価	- 心のケア - アンケート - 業務の振り返りと評価	- 職員のフォロー - 実績報告、請求書の作成及び県への提出
その他	- 必要に応じ国及び関係機関と連絡調整 - その他必要な業務	- 必要に応じ日本看護協会及び関係機関と連絡調整 - その他必要な業務	その他必要な業務

④ 沖縄県、沖縄県看護協会及び協定締結施設の主な役割（県外災害支援ナース受け入れ）

区分	沖縄県	沖縄県看護協会	協定締結施設
不足判断～派遣要請	- 都道府県内派遣が適切に講じられてもなお、災害支援ナースの人数が不足すると判断した場合、県外災害支援ナースの派遣要請を決定 - 県は、他の都道府県へ派遣要請 ※ 都道府県間での調整が整わないときは、国に要請		—
派遣調整～派遣決定	派遣を受諾した他の都道府県と災害支援ナースの派遣場所、人数、派遣期間及び業務内容等を調整後、派遣決定		—
派遣前の準備	- 傷害保険加入状況確認 - オリエンテーションの資料作成、説明 - 右記の県看護協会業務の協議及び決定	- 災害支援ナースの交通手段や宿泊先の確保等を支援 - オリエンテーションの資料作成、説明、開催 - 災害支援ナースへ物品の貸し出し	—
派遣中	右記の県看護協会業務の協議及び決定	- 災害支援ナースから日々の活動報告を受け情報を集約 - 災害支援ナースに対し医薬品、生活物資等の補給、交通情報の伝達等のバックアップ	—
派遣終了検討～決定	- 災害支援ナースの派遣終了を協議し決定 - 県は、派遣終了を派遣元の都道府県等に対し通知		—
派遣終了後	- 負担金精算業務 - 業務の振り返りと評価	- アンケート - 業務の振り返りと評価	—
その他	- 必要に応じ国及び関係機関と連絡調整 - その他必要な業務	- 必要に応じ日本看護協会及び関係機関と連絡調整 - その他必要な業務	—

⑤ 沖縄県、沖縄県看護協会及び協定締結施設の主な役割（県外への災害支援ナース派遣）

区分	沖縄県	沖縄県看護協会	協定締結施設
派遣要請受付	被災都道府県や国からの要請受付	—	—
本部設置	- 県は、県災害保健医療福祉調整本部内等に県災害支援ナース調整本部を設置 - 県看護協会は、県災害支援ナース調整本部に参画	—	—
派遣の必要性の検討～派遣要請	- 被災都道府県の看護支援ニーズ等を把握 - 災害支援ナース派遣の必要性を協議し派遣要請を決定 - 災害支援ナースの派遣場所、人数、派遣期間及び業務内容等を協議し決定 - 県は、協定締結施設へ派遣要請	—	県からの派遣要請を受け、派遣の可否、派遣可能人数等を県災害支援ナース調整本部へ報告
派遣調整～派遣決定	- 協定締結施設から提出された候補者リストに基づき派遣調整 - 必要に応じ被災都道府県と派遣調整 - 県は、協定締結施設に派遣調整に基づき決定した内容を通知	—	県から派遣決定を受け、職員に派遣決定を伝達
派遣前の準備	- 傷害保険関係の手続き - オリエンテーションの資料作成、説明 - 右記の県看護協会業務の協議及び決定	- 災害支援ナースの交通手段や宿泊先の確保等を支援 - オリエンテーションの資料作成、説明、開催 - 災害支援ナースへ物品の貸し出し	オリエンテーションの開催を職員へ伝達
派遣中	右記の県看護協会業務の協議及び決定	- 災害支援ナースの安全や心身の健康状態の確認 - 災害支援ナースに対し医薬品、生活物資等の補給、交通情報の伝達等のバックアップ	必要に応じ活動中の職員のフォロー及び連絡調整
派遣終了	県は、被災都道府県等からの派遣終了の連絡を受け、協定締結施設に通知	—	県から派遣終了通知を受け、職員に派遣終了を伝達
派遣終了後	- 負担金精算業務 - 業務の振り返りと評価	- 心のケア - アンケート - 業務の振り返りと評価	- 職員のフォロー - 実績報告、請求書の作成及び県への提出
その他	- 必要に応じ国及び関係機関と連絡調整 - その他必要な業務	- 必要に応じ日本看護協会及び関係機関と連絡調整 - その他必要な業務	その他必要な業務

(3) 沖縄県災害支援ナース調整本部の組織体制

災害等発生時において、災害支援ナースの派遣及び活動を円滑に実施するため、県災害支援ナース調整本部（以下「県支援ナース本部」という。）の組織体制について定める。

① 沖縄県災害支援ナース調整本部の設置

県は、県内外の災害等発生時において、災害支援ナースの派遣を実施するため、県医療本部内等に県支援ナース本部を設置する。

県支援ナース本部は、被災地等のニーズ把握、災害支援ナースの派遣要否の検討及び派遣に関する調整業務を一元的に行い、県の決定のもと、県看護協会が委託を受けて実務を担う体制として運営するものとする。

② 組織の構成

県支援ナース本部は、県を主体として県看護協会及び関係機関の職員で構成する。

県支援ナース本部には、本部長、副本部長及び調整担当者等を置くものとし、災害等の状況に応じて必要な人員を配置する。

本部長は、原則として県保健医療介護部保健医療総務課長をもって充て、県支援ナース本部の運営全般を統括する。

副本部長は、県看護協会常務理事をもって充て、本部長を補佐するとともに、派遣調整に係る実務の統括を担う。

③ 構成員の役割

本部長は、県支援ナース本部を代表し、災害支援ナースの派遣に関する方針決定、派遣の可否及び派遣終了の判断等を、県医療本部内等での協議を踏まえて行う。

副本部長は、本部長を補佐し、看護協会が委託を受けて実施する派遣調整業務全般を統括するとともに、協定締結施設等及び関係機関との連絡調整を担う。

調整担当者は、被災自治体等からの要望整理、派遣可能な災害支援ナースの人数・期間の確認、派遣計画資料の作成、EMIS 等による活動状況の集約、派遣中の支援調整及び派遣終了後の実績・課題整理等の実務を行う。

参考：沖縄県災害支援ナース調整本部の組織の構成及び役割

本部長 (沖縄県保健医療介護部保健医療総務課長)			
副本部長 (沖縄県看護協会常務理事)			
班長（保健医療総務課 班長級職員）			
情報班 ・被災状況等に関する情報収集と関連機関への情報提供 ・沖縄県災害支援ナース調整本部内の情報伝達及び広報 ・国、日本看護協会及び協定締結施設との連携、調整	会計・記録班 ・災害支援に必要な財源確保 ・活動に伴う収支決算 ・活動報告の収集、整理、及び報告書の作成	人材確保・派遣調整班 ・協定締結施設へ派遣可能な災害支援ナースの照会 ・災害支援ナースの派遣先及び人数の決定 ・厚生労働省への災害支援ナース派遣要請 ・災害支援ナースの派遣及び受援調整	災害看護活動支援班 ・看護支援活動に必要な物品等の準備 ・災害支援ナース派遣前オリエンテーションと必要な情報の提供 ・身分保障及び保険に関する調整 ・支援金及び援護物資の受付 ・移動手段及び宿泊先確保の支援

④ 主な業務

県支援ナース本部は、災害等発生時において、次に掲げる業務を行う。

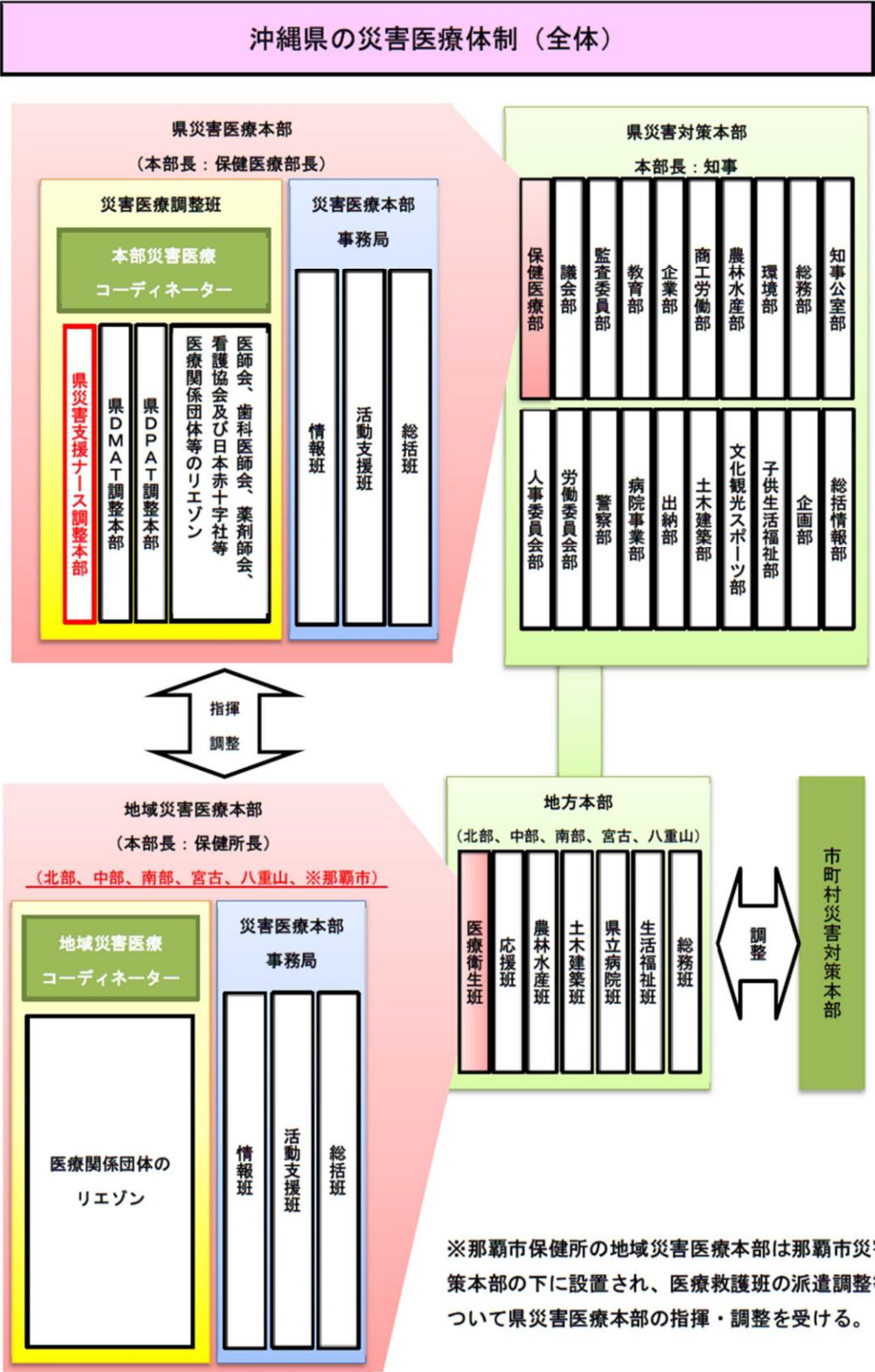
- ア 被災自治体等が要請する人数、活動場所、業務内容等の看護支援ニーズの把握
- イ 協定締結施設に対する派遣可能な災害支援ナースの人数、期間等の確認
- ウ 派遣場所、人数、派遣期間及び業務内容等を整理した資料の作成及び県医療本部内等での協議支援
- エ 災害支援ナースの交通手段及び宿泊先確保に関する支援
- オ 派遣前オリエンテーション資料の作成及びオリエンテーションの実施
- カ 派遣中の災害支援ナースからの EMIS 等による日々の活動報告の集約及び進捗状況の把握
- キ 派遣中の医薬品・生活物資等の補給、交通情報等の提供を含む活動支援
- ク 派遣終了の判断に向けた調整及び派遣終了後の活動実績・課題のとりまとめ
- ケ 上記のほか、派遣調整の実施に必要な業務

⑤ 平時からの準備・運営体制

県及び県看護協会は、災害等発生時に県支援ナース本部が円滑に機能するよう、平時から以下の体制整備を行うものとする。

- ア 災害支援ナースの登録・名簿管理及び連絡体制の整備
- イ 協定締結施設等との役割分担及び派遣手順の確認
- ウ 派遣調整業務に係る研修・訓練の実施
- エ EMIS 等を活用した情報共有方法及び運営手順の定期的な確認・見直し

参考：沖縄県の災害医療体制（全体）



※本資料は「沖縄県災害医療マニュアル」（令和2年3月31日改正）を一部改変して掲載したものである。そのため、部署名等が現在の名称と異なる場合がある。

4 平時における対応

(1) 協定の締結

県は、災害等発生時における災害支援ナースの派遣を円滑に実施するため、災害支援ナースが所属する施設と、災害支援ナースの派遣に関する協定を締結するものとする。

(2) 災害支援ナースの補償について

① 傷害保険の加入

災害支援ナースの看護支援活動等への補償として、死亡・負傷・疾病・障害リスクに備えるため、県は平時から傷害保険に加入している。

参考：傷害保険の概要

保険金の種類		免責金額	保険金額
傷害	死亡・後遺障害	—	50,000,000 円
	入院保険金日額	—	15,000 円
	通院保険金日額	—	10,000 円
賠償責任		—	100,000,000 円
携行品損害		3,000 円	100,000 円

② 看護職賠償責任保険の加入

災害支援ナースが現地活動中に提供した看護行為に起因して損害賠償責任が生じた場合に備え、災害支援ナース自身が看護職賠償責任保険に加入しておくことが望ましい。

災害時や感染症対応時は、平時とは異なる環境下での判断や対応が求められることから、専門職としてのリスク管理が重要である。

派遣される災害支援ナースは、必要な保険加入状況を確認した上で活動に従事し、万一の場合にも適切な補償が受けられる体制を確保する。

(3) 災害支援ナースの登録状況の管理

県は、県看護協会に災害支援ナースの登録状況の管理業務を委託している。災害支援ナースの所属施設は、EMIS の登録・変更に必要な災害支援ナースの情報をリスト（第1号様式）にまとめ、県看護協会に報告する。

① 新規で県と派遣協定を締結した施設

災害支援ナース養成研修修了者の氏名等を記載したリストを作成し、県看護協会に提出する。

② 県看護協会にリストを提出済みの施設

毎年度4月、7月、10月、1月に災害支援ナースの登録リストの記載内容を確認し、必要に応じて更新後、県看護協会へ報告する。また、災害支援ナースの退職等でリストの更新を要する場合は、速やかに更新し、その都度県看護協会へ報告する。

なお、今後は上記の運用に加え、災害支援ナースの所属施設や災害支援ナース自身がEMISの登録情報を更新することが想定されており、運用は今後厚生労働省から示される予定である。

(4) 訓練

厚生労働省及び日本看護協会は、災害支援ナースの派遣調整が円滑に行われることを目的として各都道府県等と連携した訓練を実施している。今後、本県が被災想定県や派遣想定県になった際は、県及び県看護協会はこれに参加するものとする。

また、県及び県看護協会は、沖縄県総合防災訓練や美ら島レスキュー等の防災訓練において災害支援ナースの派遣調整訓練を実施する。

これらの訓練には、災害支援ナース及びその所属施設等についても、可能な限り参加を促すものとする。

(5) 研修

平時において、厚生労働省、日本看護協会、県及び県看護協会は、災害支援ナースの資質確保及び対応力向上を目的として、各種研修を計画的に実施する。災害支援ナースとして活動するためには、厚生労働省医政局が実施する災害支援ナース養成研修を修了していることを要件とする。

養成研修は、厚生労働省が実施するオンデマンド研修及び都道府県看護協会による集合研修で構成され、研修修了者は災害支援ナースとして国に登録され、派遣対象者となる。

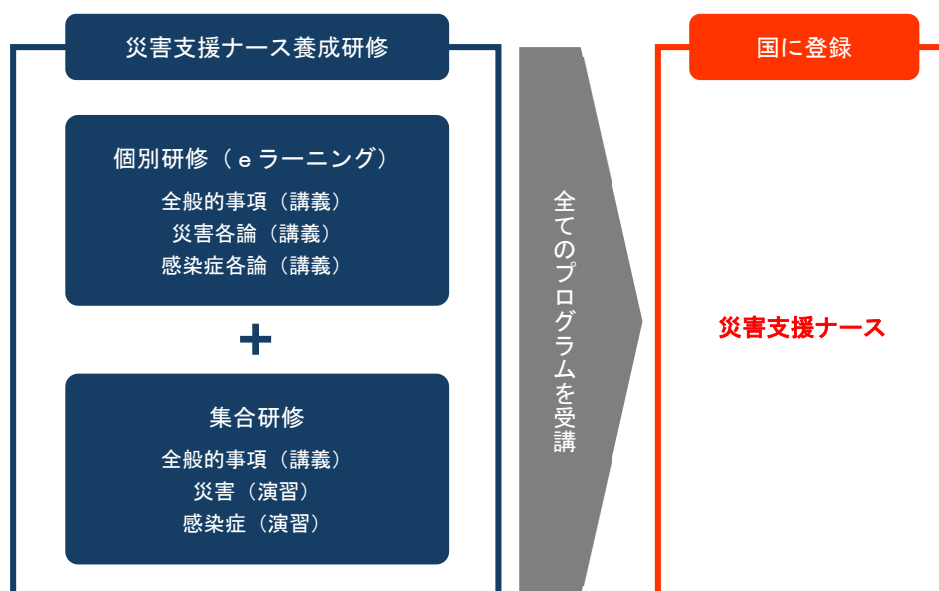
また、登録後は更新研修を通じて知識・技術の維持向上を図るとともに、県や関係機関が実施する各種研修への参加を促進し、継続的な人材育成を行う。

① 災害支援ナース養成研修

災害支援ナース養成研修は、災害時及び新興感染症発生時において、地域の医療提供体制を支援するために必要な知識及び技術を習得することを目的とする。

業務の名称	業務の内容
災害時における看護支援活動	被災地の医療機関、避難所、救護所等において実施する看護業務をいう。あわせて、避難所等の環境整備、公衆衛生管理、多職種と連携した被災者支援及び心のケア等を含む。
新興感染症発生時の看護支援活動	新興感染症の発生時に、感染症患者を受け入れる医療機関等または感染拡大地域に所在する医療機関等において実施する看護業務をいう。あわせて、感染管理及び医療提供体制の維持に係る支援等を含む。

参考：災害支援ナースの養成・登録スキーム



※ 本資料は、国の資料を一部改変して掲載したものである。

② 災害支援ナース更新研修

厚生労働省は、災害支援ナースの登録更新を5年ごとに行う。

ただし、年度途中で災害支援ナースとして登録された場合は、登録された当該年度及びその後4年間を、災害支援ナースとしての登録有効期間とする。

災害支援ナースは、登録有効期間において、更新を目的として災害支援ナース更新研修（以下「更新研修」という。）に1回以上参加する。登録有効期間内に当該研修に参加しなかった場合は、更新されないものとする。

更新研修は、災害支援ナースとして登録されている者を対象に、災害支援ナースとしての活動に必要な災害支援看護業務及び新興感染症支援看護業務に関する知識及び技術の維

持・向上を図ることを目的とする。

更新研修の受講可能年度は、以下のとおりとする。

災害支援ナース養成研修 修了年度	災害支援ナース更新研修 受講可能年度
2023 年度	2027～2028 年度
2024 年度	2027～2028 年度
2025 年度	2028～2029 年度

更新研修は、オンデマンド研修及び集合研修で構成され、集合研修は各都道府県看護協会で実施する。

③ 県が実施する研修

県は、災害支援ナースの看護支援能力の向上を図るため、災害支援ナース養成研修修了者を対象としたフォローアップ研修を県看護協会に委託し、開催するものとする。

研修内容の詳細は、県または県看護協会から災害支援ナース所属施設及び災害支援ナースに案内する。

5 災害等発生時の対応

災害等発生時において県及び県看護協会は、県と施設との協定及び県医療本部等の方針に基づき、被災地等のニーズに応じた災害支援ナースの派遣を速やかに実施する。

派遣にあたっては、災害等発生直後の初動対応から派遣実施までの一連の過程を適切に行い、災害支援ナースが安心して専門性を発揮できるよう、派遣前の事前準備を重視し、状況把握、心構えの共有及び派遣前オリエンテーションを適切に実施するものとする。

(1) 初動対応及び派遣前準備

災害等発生時には、災害支援ナースの安全確保及び円滑な派遣を図るため、県及び県看護協会は、関係機関と連携し災害等発生直後における情報収集、看護支援ニーズの把握、派遣体制の確認等の初動対応を行うとともに、派遣に向けた必要な準備を行うものとする。

① 状況把握（初動対応）

災害等発生時には、県医療本部等と連携し、被災自治体等の被害状況及び看護支援ニーズを把握するとともに、協定締結施設に所属する災害支援ナースの派遣可能状況を確認し、派遣判断に必要な情報を集約する。

② 心構え（活動時の基本的留意事項）

災害支援ナースは、災害現場が日常とは大きく異なる環境であることを理解し、限られた資源の中で多職種と連携しながら活動する必要がある。また、心身への負担が大きいことを踏まえ、セルフケアの重要性を認識するとともに、組織的派遣の一員として行動する心構えを持つ。

③ オリエンテーション

派遣前には、県看護協会が、最新の被災状況、活動内容、指揮命令系統及び安全管理等について、災害支援ナースを対象とした派遣前オリエンテーション※を実施する。

※ 本マニュアルの「8 参考資料」「(2) オリエンテーションの実施内容等」参照

④ 災害支援ナースの携行物品

災害支援ナースは、派遣先において安全に支障なく看護支援活動を実施するため、原則として次に掲げる物品を各自で準備し携行するものとする。

ただし、災害の規模、活動内容、派遣先の状況等により必要な物品は異なることから、派遣前オリエンテーション等において追加または変更を指示する場合がある。

参考：災害支援ナース携行物品の例

1 身分確認・業務関連物品	・ 災害支援ナース登録証（今後厚生労働省や日本看護協会において発行予定） ・ 県が加入する国内旅行傷害保険の保険証券写し ・ 身分証明書 ・ 名札 ・ 筆記用具、メモ帳、活動日誌・活動報告書 ・ 携帯電話（充電器を含む） ・ 基本的な看護ケアに用いるもの 体温計・血圧計・聴診器・パルスオキシメーター ペンライト
2 感染防止対策物品	・ マスク（不織布マスク等） ・ 手指消毒用アルコール ・ 使い捨て手袋 ・ 必要に応じて、フェイスシールド、ガウン等の个人防护具
3 生活・安全確保に関する物品	・ 着替え、下着、防寒具、雨具 ・ 洗面用具、タオル ・ 常備薬 ・ 飲料水及び簡易食料 ・ 懐中電灯またはヘッドライト ・ モバイルバッテリー
4 その他	・ 派遣期間中の活動に必要と認められる物品

※ 派遣先によって、医療資機材、宿泊用品、食料等が十分に確保されていない場合があるため、原則として派遣初期（少なくとも3～4日間）は自立して活動できる準備を行うことが望ましい。

なお、県看護協会において、災害支援ナースの活動に必要な物品の一部について貸し出しを行っているため、必要に応じてこれを活用することができる。貸し出し可能な物品の詳細については、本マニュアルの「8 参考資料」「(1) 沖縄県看護協会において貸し出し可能な物品の一覧」に掲載している。

(2) 災害支援ナースの派遣手順

① 県内派遣の場合

県内において災害等が発生した場合、県は県医療本部内等に県支援ナース本部を設置後、災害支援ナースの派遣を決定し協定締結施設に対し派遣を要請する（第2号様式）。県看護協会は、県の決定に基づき、被災自治体等からの要望の把握及び整理、協定締結施設への派遣可否の確認、派遣人数・期間・活動内容に係る実務調整を行い、災害支援ナースの円滑な派遣を支援する。

② 県外派遣の場合

県外において災害等が発生し、被災都道府県または厚生労働省医政局を通じ県に災害支援ナースの派遣要請があった場合、県は要請内容を踏まえ、派遣の可否を決定する。県が災害支援ナースの派遣を決定した場合、協定締結施設に対し派遣を要請する（第2号様式）。県看護協会は、県の決定に基づき、協定締結施設に対する派遣可否の確認、派遣人数・期間等のとりまとめ、被災都道府県等との連絡調整及び派遣に係る実務調整を行う。

③ 県内派遣及び県外派遣における県からの派遣要請後の手順

協定締結施設は、県からの派遣要請を受け施設内で調整の上、被災地等へ派遣可能な災害支援ナースの候補者について取りまとめ、県へ報告する（第3号様式及び第3号様式の2）。

県は、提出された候補者情報をもとに、派遣場所、人数、派遣期間及び活動内容等を総合的に調整し、災害支援ナースの派遣内容を決定する。県は、当該決定内容について、協定締結施設に対し派遣決定通知を行う（第4号様式）とともに、派遣される災害支援ナースの一覧を整理した派遣決定リストを作成し、関係機関と共有する（第4号様式の2）。

協定締結施設は、県からの派遣決定通知を受け、対象となる職員に対して派遣決定の内容を伝達し、派遣に向けた準備を行うものとする。

災害支援ナースは、派遣決定内容を確認し、必要な準備を整え、指定された活動場所へ赴くものとする。

④ 活動場所の変更、派遣中止について

災害支援ナースの派遣期間中において、被災地の状況変化、医療需要の変化、交通事情、災害支援ナースの安全確保等の観点から、活動場所の変更または派遣の中止が必要となる場合がある。この場合、県看護協会は、派遣中の災害支援ナース及び関係機関から得られた情報を速やかに集約し、県医療本部内等で協議するものとする。

活動場所の変更または派遣の中止については、県医療本部内等で協議の上、県が決定するものとし、県看護協会は当該決定に基づき、災害支援ナース及び関係機関への連絡調整等、必要な支援を行う。

6 活動中の対応

(1) 活動中の支援体制

災害支援ナースが被災地等において安全に看護支援活動を実施できるよう、県支援ナース本部は関係機関と連携し、活動中における必要な支援体制を確保するものとする。

支援にあたっては、活動状況を把握し、状況に応じた適切な対応を行い、災害支援ナースの負担軽減及び活動の質の確保を図る。

(2) 情報収集、共有及び状況把握

県支援ナース本部は、災害等発生時における的確な派遣判断及び災害支援ナースの安全確保を図るため、関係機関と連携し、被災状況、医療提供体制、看護支援ニーズ及び活動状況等に関する情報の収集及び共有を行うものとする。

① 活動日報

災害支援ナースは、派遣期間中の看護支援活動の内容及び現地の状況を記録し、関係機関と情報を共有するため、活動日報（第5号様式）を作成するものとする。

活動日報は、災害支援ナースが日々の活動内容を整理するとともに、現地における医療・看護支援の状況を把握するための重要な記録であり、県支援ナース本部等において、被災地における看護支援活動の進捗状況の把握に活用する。

また、活動日報は派遣チーム間の情報共有や次の支援チームへの申し送りに活用されるほか、現場で生じた課題や必要な支援物資等を整理する資料としても重要な役割を担う。

さらに、今後の災害対応体制の見直しや研修内容の充実を図るための基礎資料として活用するものとする。

② EMIS の活用

県支援ナース本部は、EMIS を活用し被災地における医療機関の被災状況、医療提供体制、支援ニーズ等に関する情報を把握するものとする。

また、必要に応じ、災害支援ナースの派遣状況及び活動状況について県医療本部等と情報共有を行う。

なお、EMIS への入力及び更新については、関係機関との役割分担を踏まえ、災害支援ナースの負担軽減に配慮するものとする。

今後の EMIS の具体的な運用については、厚生労働省から示された運用方針に基づき協定締結施設及び災害支援ナースに周知する。

③ その他

災害支援ナースとの連絡にあたっては、複数の連絡手段を確保し、安否確認及び活動状況の把握に努めるものとする。

なお、使用する通信手段については電話、電子メール、FAX 等、災害の状況に応じて柔軟に選択するものとする。

(3) 安全管理

災害支援ナースが被災地等において安全に看護支援活動を実施できるよう、県支援ナース本部は、関係機関と連携し、安全管理体制の確保に努めるものとする。

災害支援ナースは、自身の健康状態及び活動環境に十分留意し、無理のない範囲で活動するとともに、体調不良や危険が予測される場合には、速やかに所属施設及び県支援ナース本部へ報告するものとする。

また、県支援ナース本部は、災害支援ナースの活動状況を適切に把握し、必要に応じて休養の確保、活動内容の調整その他の安全確保に係る支援を行うものとする。

(4) 事故発生時の対応

災害支援ナースの看護支援活動中に事故等が発生した場合、災害支援ナースは速やかに所属施設及び県支援ナース本部に状況等を報告する。

災害支援ナースの所属施設は、災害支援ナースから聞き取った状況を事故報告書（第6号様式）にまとめ、県支援ナース本部へ提出する。

県支援ナース本部では、報告内容を踏まえ、関係機関と連携し必要な対応を行うものとする。

(5) 活動終了

災害支援ナースの活動の終了時期は、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が決定する。

なお、災害支援ナースの派遣終了については、被災都道府県と都道府県看護協会が協議の上決定することができ、県内の災害等発生時における災害支援ナースの派遣終了は、県と県看護協会が協議の上決定し、協定締結施設に通知する（第7号様式）。

7 活動終了後の対応

災害支援ナースが継続して活動していくためには、派遣される看護職員自身の安全確保と心身の健康維持が不可欠である。本制度においては、適切な労務管理、感染防止対策及び危険回避に向けた体制整備を行い、安心して活動できる環境を確保することを重視する。

また、活動終了後においては、心身への影響に配慮したフォローアップ及び活動の振り返りを行い、今後の災害対応体制の充実につなげることを基本とする。

(1) 心身のフォローアップ

① 活動終了後の状況確認及び支援

災害支援ナースの派遣終了後においては、県看護協会は、所属施設及び関係機関と連携し、活動による心身の負担の有無や健康状態等を確認するとともに、必要に応じて休養の確保、相談対応、受診の勧奨等の支援を行うものとする。

また、活動の振り返りを行い、派遣職員が円滑に職場復帰できるよう支援する。

② 相談体制の整備

県看護協会は、相談窓口の案内及び関係機関との連携を通じて、必要に応じて専門的支援につなぐ役割を担う。これにより、災害支援ナースが安心して活動に参加し、継続的に役割を果たせる環境づくりを推進する。

(2) 費用の請求

原則として、災害支援ナースの活動に要した費用は、都道府県と災害支援ナースの所属施設との協定に基づき、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が支弁する。

① 活動に係る費用

大規模自然災害の発生時における費目及び費用負担の基準等は、下記のとおりである。

新興感染症の発生・まん延時における費目及び費用負担の基準等は、感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせ別途定めるものとする。

参考：大規模自然災害の発生時における費目及び費用負担の基準等

費目	費用負担の基準等
1 日当	災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則）において定める額。ただし、国公立病院等の看護職員には、日当を支給しない。
2 時間外勤務手当	1の欄で定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。
3 旅費	1の欄で定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）において定める額以内とする。
4 その他費用	次の費用は、原則として実費を弁償する。 (1) 需用費（医薬資材費等） (2) その他知事が必要と認める経費

② 費用請求の流れ

ア 災害支援ナースの所属施設から県に所定の様式、領収書等を添付し活動に係る費用を請求する。なお、請求の際の様式、領収書の添付方法等は被災都道府県の取り決めに準ずることとし、県は活動報告書（第8号様式）及び負担金請求書（第9号様式）を指定様式とする。

イ 県は上記アをとりまとめ、県外派遣の場合は、事前に取り決めた方法に基づき被災都道府県に請求する。

③ 費用請求の留意事項

過去の災害等発生時における費用請求の留意事項は下記のとおりである。ただし、派遣先の状況等に応じ派遣前オリエンテーション等において追加の留意事項を指示する場合がある。

ア 領収書について

領収書は、購入物品名の記載がないものは費用請求に使用できない。

イ 購入物品について

作業着、安全靴、ヘルメットなど本来災害時に準備しておくような物品は請求の対象外となる。また、派遣終了後も引き続き使用できる物品は原則として換価処分が必要となる。

ウ 食事代について

社会通念上妥当と判断される金額を超えるものは、対象外となる可能性がある。

8 参考資料

(1) 沖縄県看護協会において貸し出し可能な物品の一覧（令和8年3月31日時点）

No.	物品名	個数
1	ベスト及びビブス	67
2	パーカー	7
3	リュック	17
4	防災ヘルメット	37
5	寝袋（-15℃対応）	6
6	寝袋（5℃対応）	3
7	寝袋（夏用）	3
8	レジャーアルミシート	11
9	ホイッスル	4
10	聴診器	17
11	血圧計	10
12	血圧計専用ケース	10
13	ペンライト	5
14	はさみ	7
15	バインダー	5
16	災害支援ナース用スクラブ	4
17	ポシェット	1
18	モバイルバッテリー	14
19	腕章	40
20	携帯用ラジオ	2
21	ナイロンポーチ	10
22	エマージェンシーポーチ	10

(2) オリエンテーションの実施内容等

① オリエンテーションの内容

1 災害の概要・被災状況

- (1) 発災日時、災害種別（地震、風水害、感染症の種別等）
- (2) 被災地域の範囲、被害の程度、ライフラインの状況
- (3) 医療提供体制への影響（医療機関の稼働状況、患者数、課題）
- (4) 現在把握されている看護ニーズ及び優先課題

2 活動場所・活動内容・指揮命令系統

- (1) 派遣先（医療機関、避難所、福祉施設、宿泊療養施設等）
- (2) 具体的な活動内容（健康観察、慢性疾患管理、感染対策支援等）
- (3) 現地での指揮命令系統、報告先、現地調整責任者
- (4) 単独行動の禁止及び多職種連携の基本方針

3 安全管理（感染対策・災害補償・連絡体制）

- (1) 感染防止対策の方針（標準予防策、PPE の使用方法等）
- (2) 二次災害防止に向けた留意事項
- (3) 災害補償、労災・保険の適用範囲
- (4) 緊急時の連絡体制（県、看護協会、所属施設）

4 物品・持参物

- (1) 個人防護具、医療用品、業務用資材
- (2) 身分証明書、保険証写し、連絡先一覧
- (3) 生活必需品（衣類、常備薬、通信機器等）
- (4) 現地で確保される物品と自己準備が必要な物品の区分

5 報告方法（EMIS 等）

- (1) 活動中及び終了後の報告方法
- (2) EMIS 等の入力内容、入力頻度、留意事項
- (3) トラブル発生時の報告・相談手順

6 心身のケア・相談窓口

- (1) 活動中のセルフケアの重要性
- (2) 体調不良や精神的負担が生じた場合の対応
- (3) 派遣中・派遣後の相談窓口（沖縄県看護協会等）
- (4) 派遣終了後のフォローアップ体制

② 派遣前オリエンテーション進行表（30 分想定）

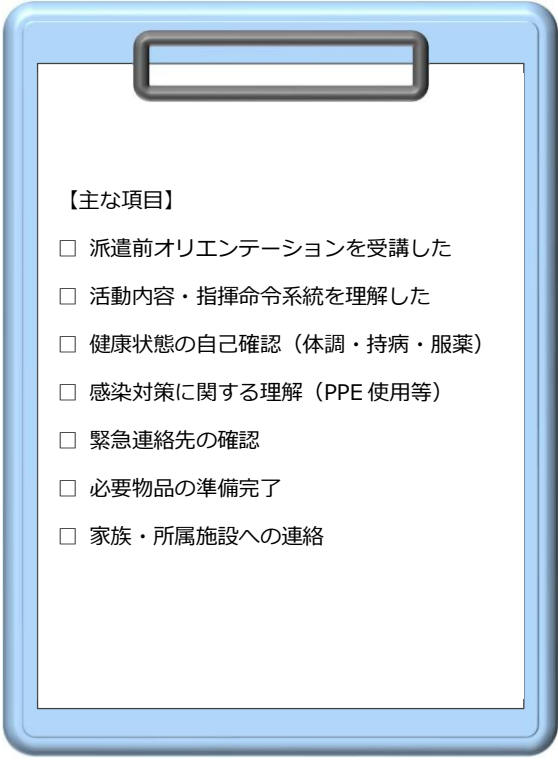
時間	内容	主な説明・確認事項
0～3 分	開会・目的説明	オリエンテーションの目的、全体の流れ
3～8 分	災害の概要・被災状況	災害種別、被災地域、医療体制の状況、看護ニーズ
8～15 分	活動場所・活動内容	派遣先、役割、具体的業務内容、活動上の留意点
15～20 分	指揮命令系統・連絡体制	現地責任者、報告先、緊急時の連絡方法
20～25 分	安全管理	感染対策、二次災害防止、補償・保険の概要
25～28 分	物品・持参物・費用負担	必須物品、自己準備物、現地支給物品・費用負担
28～30 分	質疑・最終確認	不明点確認、体調確認、派遣可否の最終確認

③ 派遣前オリエンテーション進行表（60 分想定）

時間	内容	主な説明・確認事項
0～5 分	開会・目的説明	趣旨説明、全体スケジュール
5～15 分	災害の概要・被災状況	発災経過、被害状況、医療・看護の課題
15～25 分	活動場所・活動内容	派遣先別の役割、想定される業務内容
25～35 分	指揮命令系統・連絡体制	指揮系統図、報告ルート、単独行動禁止
35～45 分	安全管理	感染対策、PPE 使用、補償制度、緊急時対応
45～50 分	物品・持参物	チェックリスト確認、準備状況確認
50～55 分	報告方法（EMIS 等）	入力内容、頻度、留意事項
55～60 分	心身のケア・質疑	相談窓口案内、質疑応答、最終確認

※ 感染症対応・長期派遣時向け

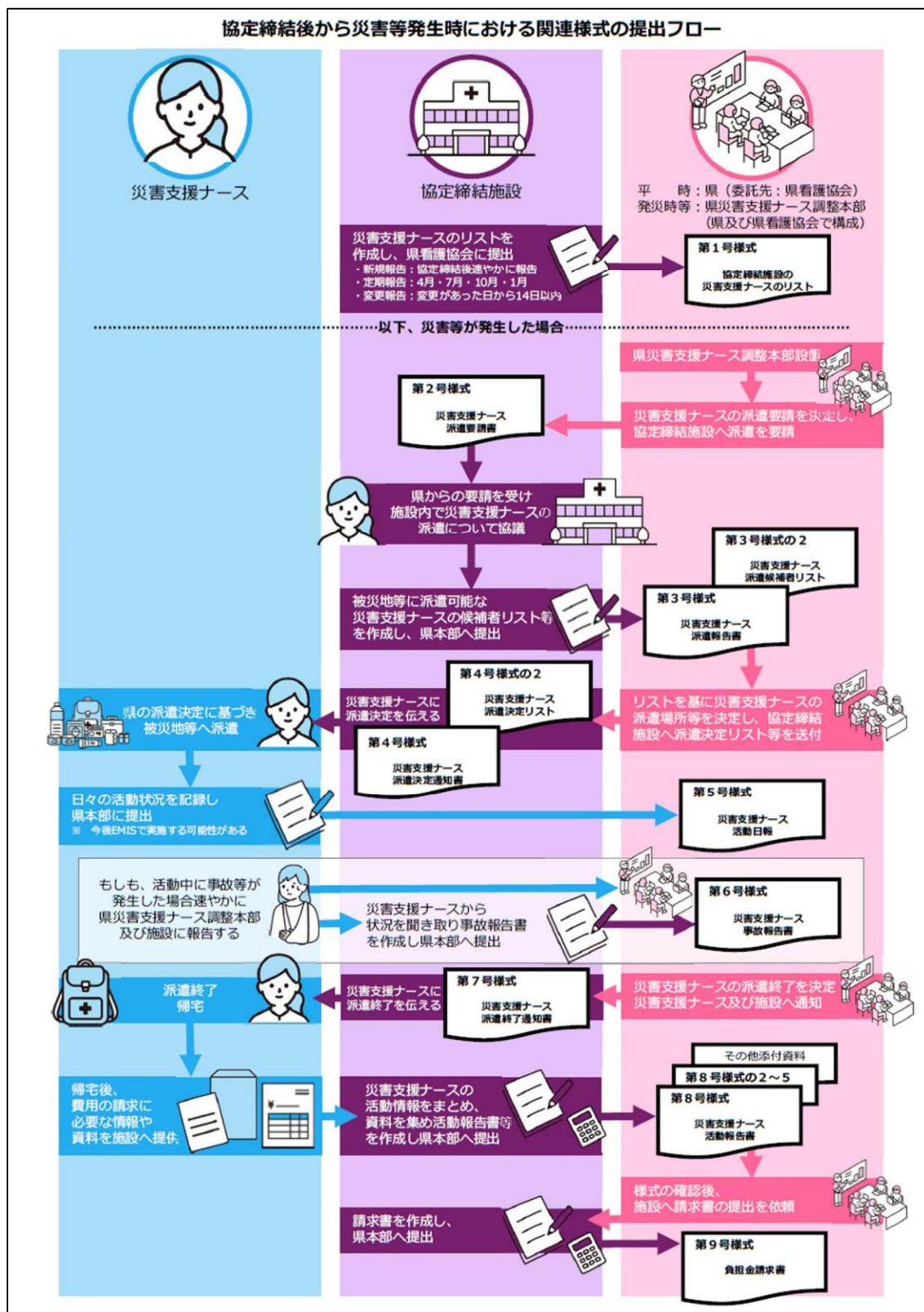
④ 派遣前チェックリスト（災害支援ナース用）



【主な項目】

- ☐ 派遣前オリエンテーションを受講した
- ☐ 活動内容・指揮命令系統を理解した
- ☐ 健康状態の自己確認（体調・持病・服薬）
- ☐ 感染対策に関する理解（PPE 使用等）
- ☐ 緊急連絡先の確認
- ☐ 必要物品の準備完了
- ☐ 家族・所属施設への連絡

(3) 協定締結後から災害等発生時における関連様式の提出フロー



(4) 沖縄県災害支援ナース派遣要綱

沖縄県災害支援ナース派遣要綱

(目的)

第1条 本要綱は、大規模自然災害の発生時や新興感染症の発生・まん延時（以下「災害等発生時」という。）に、沖縄県知事（以下「知事」という。）の要請に基づき、被災地等で活動を行う看護職員（以下「災害支援ナース」という。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定の締結)

第2条 知事は、災害支援ナースが所属し、かつ災害支援ナースの派遣の合意を得た施設と災害支援ナースの派遣に関する協定を締結する。

(協定締結施設及び災害支援ナースのリスト整備)

第3条 知事は、次に掲げるリストを整備するものとする。

- (1) 前条の協定を締結した施設（以下「協定締結施設」という。）、協定締結施設の担当者及び連絡先のリスト
- (2) 厚生労働省が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、災害支援ナースとして登録された者のうち協定締結施設に所属する者のリスト

(傷害保険への加入)

第4条 知事は、災害支援ナースの活動に伴う事故等に対応するため、県の負担において傷害保険へ加入する。

- 2 前項の保険の範囲は、別に定める。

(平時における準備)

第5条 知事は、災害支援ナースの災害等発生時における看護支援能力の向上を図るため、研修、訓練等の機会の提供に努めるものとする。

- 2 協定締結施設は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(派遣基準)

第6条 災害支援ナースの派遣は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 県内で地震などの自然災害や大規模交通事故等により、重症若しくは中等症の傷病者が発生し、又は発生することが予測される場合であって、災害支援ナースの派遣が必要と判断される場合
- (2) 県内で県民の生命又は健康に重大な影響を与えるおそれのある新興感染症がまん延し、又はそのおそれがある場合であって、災害支援ナースの派遣が必要と判断される場合
- (3) 国又は他の都道府県から災害支援ナースの派遣要請があり、災害支援ナースの派遣が必要と判断される場合

(派遣要請及び派遣等)

第7条 知事は、前条の規定に基づき災害支援ナースの派遣の必要があると判断したときは、協定締結施設の長に対して災害支援ナースの派遣を要請するものとする。ただし、新興感染症の発生・まん延時においては、知事と感染症法に基づく「医療措置協定」を締結しており、かつ、当該協定の「人材派遣」の項目を締結している協定締結施設の長に対して災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

2 協定締結施設の長は、前項の規定に基づく知事からの派遣要請を受け、当該施設の災害支援ナースの派遣が可能と判断した場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

(災害支援ナースの活動)

第8条 災害支援ナースは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）を遵守し、災害等発生時において地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支える活動（以下「看護支援活動」という。）を行う。

2 前項の看護支援活動の内容は、別に定める。

(派遣終了)

第9条 知事は、派遣先と協議を行った結果、災害支援ナースの派遣の必要がなくなったと認めるときは、災害支援ナースの派遣を終了する。

(実績報告)

第10条 災害支援ナースを派遣した協定締結施設の長は、所属する災害支援ナースが看護支援活動を終了したときは、速やかに活動の実績を知事に報告するものとする。

(費用負担)

第11条 知事は、災害支援ナースの看護支援活動に要した費用を負担するものとし、協定締結施設の長は、その全部又は一部を知事に請求することができる。

2 大規模自然災害の発生時における費目及び費用負担の基準等は、別表のとおり定める。

3 新興感染症の発生・まん延時における費目及び費用負担の基準等は、感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせ別途定めるものとする。

(沖縄県看護協会への委託)

第12条 知事は、災害支援ナースの看護支援活動の実施に関して必要な事項を沖縄県看護協会に委託することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害支援ナースの活動に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算から適用する。

別表（第11条関係）

費目	費用負担の基準等
1 日当	災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則）において定める額。ただし、国公立病院等の看護職員には、日当を支給しない。
2 時間外勤務手当	1の欄で定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。
3 旅費	1の欄で定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）において定める額以内とする。
4 その他費用	次の費用は、原則として実費を弁償する。 (1) 需用費（医薬資材費等） (2) その他知事が必要と認める経費

(5) 沖縄県災害支援ナース事務取扱要領

沖縄県災害支援ナース事務取扱要領

(目的)

第1条 本要領は、沖縄県災害支援ナース派遣要綱（以下「要綱」という。）に基づく災害支援ナースによる看護支援活動の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定の締結)

第2条 知事は、災害支援ナースが所属し、かつ災害支援ナースの派遣の合意を得た施設と要綱第2条に基づき別紙「沖縄県における災害支援ナースの派遣に関する協定」（以下「協定」という。）により協定を締結するものとする。

(協定締結施設及び災害支援ナースのリスト整備)

第3条 前条の協定を締結した施設（以下「協定締結施設」という。）は、要綱第3条及び協定第8条第1項から第4項までの規定に基づき、協定締結施設の災害支援ナースリスト（第1号様式）を知事に提出するものとする。

(傷害保険の範囲)

第4条 要綱第4条第2項及び協定第11条第2項における傷害保険の範囲は、別表のとおり定める。

(派遣要請及び派遣等)

第5条 知事は、要綱第7条第1項及び協定第2条第1項に基づき協定締結施設の長（以下「施設長」という。）に対し、災害支援ナース派遣要請書（第2号様式）により災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

2 前項の要請を受けた施設長は、災害支援ナース派遣報告書（第3号様式）及び災害支援ナース派遣候補者リスト（第3号様式の2）により、知事に報告するものとする。

3 知事は、前項の報告を受けたときは、派遣の調整を行い、災害支援ナース派遣決定通知書（第4号様式）及び災害支援ナース派遣決定リスト（第4号様式の2）により、当該施設長に通知するものとする。

(災害支援ナースの活動)

第6条 要綱第8条第2項及び協定第4条における災害支援ナースの活動の範囲は、次の各号のとおり定める。なお、活動場所までは、原則として公共交通機関を利用して移動するものとする。

(1) 大規模自然災害発生時の対応

ア 活動時期及び派遣期間

災害支援ナースの被災地での活動時期は、原則として、被災者の救

助・救出に係る時期を脱した後、被災地の復旧・復興が始まる前までの看護のニーズが特に高まる急性期から亜急性期（発災後3日以降から1箇月間程度）を目安とし、個々の災害支援ナースの派遣期間は、原則として、移動時間を含めた3泊4日とする。

イ 活動場所

災害支援ナースが活動する場所は、原則として、被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）を優先する。

(2) 新興感染症発生・まん延時の対応

ア 活動時期及び派遣期間

災害支援ナースの新興感染症発生・まん延地域での活動時期は、原則として、移動期間を含めた2週間程度を目安とする。なお、必要に応じて通常業務への復帰可否を確認する期間（PCR検査実施から結果が判明するまでの期間など）を別途設け、派遣期間に含めることとする。

イ 活動場所

災害支援ナースが活動する場所は、原則として、新興感染症の拡大・まん延により看護職員の支援が必要な医療機関、社会福祉施設及び宿泊療養施設を優先する。

(活動記録)

第7条 知事の要請に基づき被災地等に派遣された災害支援ナースは、前条における日々の活動状況を「災害支援ナース活動日報」（第5号様式）にて記録し、知事に報告するものとする。

2 前項の報告については、通信状況等に応じて「広域災害・救急医療情報システム」（EMIS）により実施するものとする。

(事故報告)

第8条 知事の要請に基づき被災地等に派遣された災害支援ナースは、第6条に規定する活動に従事したことにより負傷し、又は疾病にかかったときは、直ちに電話、電子メールその他の適宜の方法により知事及び施設長に報告するものとする。ただし、本人による報告が困難であるときは、この限りでない。

2 施設長は、前項の事故等の発生を知ったときは、速やかに「災害支援ナース事故報告書」（第6号様式）により知事に報告するものとする。

(派遣終了)

第9条 知事は、要綱第9条に基づき災害支援ナースの派遣終了を決定した場合、「災害支援ナース派遣終了通知書」（第7号様式）により施設長に災害支援ナースの派遣終了を通知するものとする。

(実績報告)

第10条 施設長は、要綱第10条に基づき災害支援ナースの活動実績を「災害支援ナース活動報告書」(第8号様式)及び関連様式(第8号様式の2から第8号様式の5まで)により、知事に報告するものとする。

(費用負担の請求)

第11条 施設長は、要綱第11条第1項並びに協定第9条第1項、第2項及び第10条に基づき災害支援ナースの派遣に要した費用を「負担金請求書」(第9号様式)により知事に請求するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、災害支援ナースの活動に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算から適用する。

別表 (第4条関係)

保険金の種類		免責金額	保険金額
傷 害	死亡・後遺障害	—	50,000,000 円
	入院保険金日額	—	15,000 円
	通院保険金日額	—	10,000 円
賠償責任		—	100,000,000 円
携行品損害		3,000 円	100,000 円

(6) 沖縄県災害支援ナース事務取扱要領関連様式

別紙

沖縄県における災害支援ナースの派遣に関する協定

沖縄県知事（以下「甲」という。）と（以下「乙」（病院又は診療所、訪問看護ステーション、老人保健施設等の管理者）という。）は、（施設を運営する法人の代表者が協定を締結する場合の施設名）の災害支援ナースの派遣に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出勤し、看護活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害支援ナース活動要領等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

（派遣先）

第3条 乙が派遣する災害支援ナースは、沖縄県内において活動することを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において次条に定める活動を行うことができる。

（災害支援ナースの活動）

第4条 乙が派遣する災害支援ナースが行う活動は、災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。

（指揮系統等）

第5条 乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指定する者が行う。

2 他の都道府県からの要請を受け、甲が派遣した災害支援ナースは、要請した都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

（身分）

第6条 乙が派遣する災害支援ナースは、派遣元である乙の職員として看護活動に従事する。

（協定の実施状況等の報告）

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施状況及び当該措置に係る派遣状況、その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

- 第8条 乙は、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。
- 2 乙は、適時、災害支援ナースの所在の有無を確認するものとする。
- 3 乙は、所属する災害支援ナースに変更等があった場合は、14日以内に別途定める様式により、甲又は甲が指定する者に届け出るものとする。
- 4 乙は、所属する災害支援ナースについて、別途定める様式により、甲又は甲が指定する者に定期報告を行うものとする。
- 5 甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努めるものとする。

(費用負担等)

- 第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、本協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費
- 2 市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

- 第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第18条第2項及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条に定めるところにより費用を負担する。

(損害補償)

- 第11条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の活動に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。
- 2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースの看護活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させるものとする。

(定めのない事項等)

- 第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

- 第13条 本協定の定める事項に変更が必要な場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満

了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第15条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第16条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事

乙

日
月
年

協定締結施設の災害支援ナースリスト

担当者氏名	
所属課(係)名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス①	
メールアドレス②	

- 報告時期について
- ① 調査決定期：毎年度4月、7月、10月に報告してください。
- ② 定期報告：毎年度4月、7月、10月に報告してください。
- ③ 変更期：調査決定期に調査内容等に変更があった際や、入籍、退籍があった際、14日以内に報告してください。

第2号様式

第 号
年 月 日

災害支援ナース派遣要請書

災害支援ナース協定締結施設の長 殿

沖縄県知事
(公印省略)

沖縄県災害支援ナース派遣要綱第7条第1項及び沖縄県における災害支援ナースの派遣に関する協定第2条第1項に基づき、下記のとおり災害支援ナースの派遣を要請します。

記

1 派遣要請日時	年 月 日 午前・午後 時 分
2 派遣先	
3 参集場所	
4 被災地等の状況	
5 派遣期間	年 月 日～ 年 月 日
6 特記事項	

第3号様式

第 号
年 月 日

災害支援ナース派遣報告書

沖縄県知事 殿

災害支援ナース協定締結施設の長

災害支援ナースの派遣について、下記のとおり決定したので報告
します。

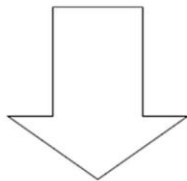
記

- ☐ 別紙「災害支援ナース派遣候補者リスト（第3号様式の2）」
のとおり派遣します
- ☐ 派遣できません

災害支援ナース派遣候補者リスト

令和 年 月 日 時 分 現在

送付先	
組 織 名	沖縄県災害支援ナース調整本部
部 署 名	
担 当 者 名	
役 職	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	



発信者	
施設名	
部署名	
担当者名	
役職	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

防災・減災対策推進本部に送信後は、この通し番号を絶対に変えないでください。変更・追加・削除等の場合は、その旨を「変更・追加・削除」欄に明記してください。

[illegible]

第4号様式

第 号
年 月 日

災害支援ナース派遣決定通知書

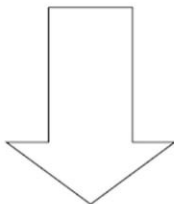
災害支援ナース協定締結施設の長 殿

沖縄県知事
(公印省略)

年 月 日にご提出いただいた「災害支援ナース派遣候補者リスト(第3号様式の2)」に基づき派遣調整を行った結果、別紙「災害支援ナース派遣決定リスト(第4号様式の2)」のとおり災害支援ナースの派遣を決定しましたので、通知します。

災害支援ナース派遣決定リスト

送付先	
施設名	
部署名	
担当者名	
役職	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	



組 織 名	沖縄県災害支援ナース調整本部
部 番 名	
担 当 者 名	
役 職	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

No.	氏名	所属施設名	職種	派遣先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

第5号様式

災害支援ナース活動日報

1 基本情報

氏 名	
所属施設	
派遣期間	
派遣先	
活動日	

2 活動内容

時間	活動内容

3 現場状況

患者数	
特記事項	

4 課題・気づき

--

5 翌日への申し送り

--

第6号様式

第 号
年 月 日

災害支援ナース事故報告書

沖縄県知事 殿

災害支援ナース協定締結施設の長

年 月 日から 年 月 日までの災害支援ナースの看護支援活動において、
下記のとおり事故等（傷病・死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名		性別	男・女	年齢	歳
自宅住所					
職 種		勤務先			
活動場所					
傷 病 名		程 度	重症	中等症	軽症
外来（ 月 日）		医療機関名			
入院（ 月 日）		医療機関名			
受傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
死 亡	日 時	年 月 日 時 分			
	場 所				
事故発生・死亡時の状況					

注）職種には、保健師、助産師、看護師、准看護師の別を記入してください。

第7号様式

第 号
年 月 日

災害支援ナース派遣終了通知書

災害支援ナース協定締結施設の長 殿

沖縄県知事
(公印省略)

災害支援ナースの派遣終了について、沖縄県災害支援ナース派遣要
綱第9条に基づき下記のとおり決定したので通知します。

記

活動場所	派遣終了予定日
①	年 月 日 ()
②	年 月 日 ()
③	年 月 日 ()
④	年 月 日 ()
⑤	年 月 日 ()

第 8 号様式

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

(所在地)
(施設名)
(代表者職・氏名)

災害支援ナース活動報告書

沖縄県災害支援ナース派遣要綱第10条に基づき、下記のとおり活動実績を報告します。

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 派遣年月日 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 2 派遣職員職種・氏名 | 別紙「第 8 号様式の 2」のとおり |
| 3 災害支援ナース活動状況 | 別紙「第 8 号様式の 3」のとおり |
| 4 経費内訳 | 別紙「第 8 号様式の 2 から
第 8 号様式の 5 まで」のとおり |
| 5 添付状況 | 経費に関する領収書の写し |

第8号様式の2

施設名：

総括表

(1) 派遣職員職種・氏名

No.	職種	氏名	日当	時間外 勤務手当	旅費	
					鉄道賃、航空賃等 移動にかかる経費	宿泊費
1						
2						
3						
4						
5						
計						
旅費計						

(2) 経費の総括表

費目	実支出額（円）	備考
日 当		
時 間 外 勤 務 手 当		
旅 費		
そ の 他 費 用		
合 計		

第8号様式の3

施設名：

派遣職員氏名：

職種：

派遣先：

派遣職員別活動時間表

No.	活動月日	活動時間				日当	時間外 勤務手当	活動内容
		開始	終了	休憩等	対象時間			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
				計	0:00			

第8号様式の4

施設名：

派遣職員氏名：

職種：

派遣先：

派遣職員別旅費総括表

(1) 鉄道賃、航空賃等移動にかかる経費

No.	月日	出発地	到着地	金額	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計					

(2) 宿泊費

No.	宿泊期間 (月 日～月 日)	宿泊数 (泊 日)	金額	備考
1				
2				
3				
4				
5				
計				

第8号様式の5

施設名：

その他費用総括表

費目	金額	費用明細	備考
その他 費用			
合計			

第9号様式

負 担 金 請 求 書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
請 求 額										

但し、救護班の派遣に係る負担金として

内 訳

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
負 担 金										
支 払 済 額										
今 回 請 求 額										
残 額										

上記のとおり請求します。

年 月 日

所 在 地
施 設 名
代 表 者 職 氏 名
担 当 者 名
連 絡 先

沖縄県知事 殿

振 込 先 口 座	
金 融 機 関 ・ 支 店	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
口 座 名 義	

沖縄県災害支援ナース活動マニュアル

令和 8 年 3 月 31 日 制定

< 委託元 >

沖縄県保健医療介護部 保健医療総務課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
TEL 098-866-2169 FAX 098-866-2638

< 受託者 >

公益社団法人 沖縄県看護協会
〒901-1105 沖縄県島尻郡南風原町字新川 272 番地 17
TEL 098-888-3155 FAX 098-888-3126
